

障害支援区分認定 医師意見書について

1 医師意見書の作成についてのお願い

- ・広島市は、医師意見書を機械でそのまま読み取ることから、厚生労働省が提示している様式とは異なっておりまます。お送りしております用紙にご記入いただきまますようよろしくお願ひいたします。
- ・医師意見書は、できるだけ早急に、同封の封書で区福祉課にご返送ください。
(依頼書に記載している提出期限までにご返送をお願ひいたします。)

■ 医師意見書は、申請者の最近の心身の状況について、なるべく難解な専門用語を避けてご記入ください。

■ 医師意見書の作成にあたって、医師氏名は必ず自署でお願いします。

■ 医師意見書記入上の注意事項

① 申請日、受給者番号

② 医療機関コード

③ 疾病コード

④ その他特記すべき事項について

グレーで囲まれている項目（2.（3）麻痺、（5）関節の拘縮、3.（2）精神症状・能力障害二軸評価、（3）生活障害評価、（5）てんかん）は、一次判定で必須項目となっておりますので、必ずご記入ください。

専門医等に別途意見を求めた場合は、その内容、結果も記載してください。

更新申請の場合、傷病経過等について特記事項欄に「前回記載内容と同じ」と記入しないで、前回と同じであっても具体的に記載してください。

⑤ 障害支援区分認定結果の情報提供希望の有無

情報提供を希望される場合は、「希望する」にチェックしてください。

※ 医師意見書について、区福祉課からお尋ねする場合があります。ご協力を
お願いします。

問合せは区福祉課の担当係へお願いします。

【区福祉課障害福祉係】

- | | |
|------------------|--------------------|
| ・中区（082）504-2588 | ・安佐南区（082）831-4946 |
| ・東区（082）568-7734 | ・安佐北区（082）819-0608 |
| ・南区（082）250-4132 | ・安芸区（082）821-2816 |
| ・西区（082）294-6346 | ・佐伯区（082）943-9769 |

2 医師意見書作成料の支払いについて

同封の「請求書」に必要事項をご記入いただき、主治医意見書とともに返信用封筒で区福祉課にご返送ください。

■ 医師意見書作成にかかる文書料は、広島市から医療機関に支払います。

◆広島県内の医療機関への支払い

広島県内の医療機関については、広島県国民健康保険団体連合会を通じて、1か月ごとに貴医療機関の診療支払い口座に振り込みます。
(区福祉課に月末までの到着分について、翌月振込みします。)

◆広島県外の医療機関への支払い

広島県外の医療機関については、広島市から直接、1か月ごとに貴医療機関が指定された口座に振り込みます。(別紙「口座振替依頼書」をご返送ください。)

■ 医師意見書の作成料は、下記のとおりです。(消費税・地方消費税を除く。)

	在宅者	施設入所者
新規申請者	5,000 円	4,000 円
継続申請者	4,000 円	3,000 円

※ 継続申請者とは、更新申請において次に該当する者です。

- ① 施設入所者については前回申請時と同一の施設に入所している者
- ② 在宅者については前回申請時と同一の医療機関又は医師が意見書を記載した者

※ 施設入所とは、社会福祉施設、医療施設等であって入院機能を有するものを含みます。

※ 入院・入所者に対して、当該施設の医師（常勤・非常勤を問わない）が医師意見書を記載した場合は「施設」にかかる額の作成料、当該施設と関係がない医師が医師意見書を作成した場合には、「在宅」にかかる額の作成料となります。

■ 意見書記載に当たっては、必ずしも、新たに診察・検査等を行う必要はなく、診療録等を参考に記載することで差し支えありませんが、診察・検査等を実施した場合は医療保険に請求をお願いします。

ただし、主訴、異和（寝たきりを含む）がない場合に限って、意見書記載のために実施した診察・検査等（以下のものに限ります。）について、広島市にご請求ください。

《検査》

血液一般検査、血液化学検査、尿中一般定性・半定量検査、胸部単純X線検査

※ 医師意見書は、「障害者総合支援法における障害支援区分医師意見書記載の手引き」(令和3年2月厚生労働省・社会援護局障害保健福祉部)に基づき作成してください。